

道州制推進道民会議
第6回地域意見交換会
『アクティブ・道州制！』

日 時 平成18年11月27日(木) 18:30~20:30
場 所 帯広東急イン2階 オーク
(帯広市西1条南11-2)

○川城局長：

皆様、おばんでございます。

定刻でございますのではじめさせていただきたいと存じます。ただいまから道州制推進道民会議の第6回の地域意見交換会を開催させていただきたいと存じます。

本日は、平日の夜にもかかわらず、このようにたくさんお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます北海道企画振興部地域主権局長の川城でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ご案内のとおりでございますけれども、道では地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会といったものの実現を目指しております。国から道への権限移譲や規制の緩和といったことを求めるための道州制特区、道から市町村への事務権限の移譲といったことを先行的・モデル的に進めさせていただいているところでございます。

これらの取組を進めるにあたりましては、当然のことでございますけれども、道民の皆様との議論といったものを積み重ね、そして道民の皆様のご理解をいただきながら取り組んでいくということが何よりも重要であると考えております。

そこで、昨年6月に知事と14人の有識者の皆様方からなる道州制推進道民会議というものをご設立させていただきました。その中で道州制などについてのご議論をいただきまして、それを道民の皆様にご発信していくということで、道内での議論がより活発に行われればということで進めさせていただいております。

さらに、より多くの皆様との対話を行うために今回、今年に入ってからですが、知事、道民会議の委員の皆様が地域に出向きまして道民のみなさんと道州制・地域主権という問題につきまして意見交換を行うということでこういった催しを設けさせていただいております。

この意見交換会は、第1回目を5月28日に函館で行いまして、道内6カ所で進めさせていただいているところでございます。函館・岩見沢・釧路・旭川・北見ということで、最後にはご当地で第6回目ということでございます。

今日は、副知事からのご説明、各委員からのメッセージというものもでございます。こういったものを踏まえまして会場の皆様方と意見交換をさせていただきたいと考えております。

それでは、はじめに山本副知事からご挨拶と北海道からのメッセージということでお話をさせていただきます。

山本副知事、よろしくお願いいたします。

○山本副知事：

皆様、おばんでございます。北海道副知事の山本でございます。

今日は平日で、しかもこのような時間帯にもかかわらず大変多くの皆様にお集まりをいただきました。改めてお礼を申しあげたいと存じます。

本日は、道州制推進道民会議の委員をお務めいただいております谷委員、中田委員、湯浅委員といった3人の先生方にもご出席を賜りました。改めてお礼を申し上げます。

道州制を進めるということで高橋知事を先頭に様々な取組を進めてございます。

ただ「道州制」という3文字は、なかなかご理解いただけないと申しませうか、ということなのだろうかという話が聞かれるわけでございます。道州制を進めるにあたっては、道民の皆様方と議論を積み重ねていくということがなによりも重要であろうかと思っております。これまでも知事を先頭に、こうした意見交換会、通算しますと400回以上になるわけです。様々な場面でこういう意見交換会、説明会なるものを開催させていただきました。

しかし、まだ道州制、あるいは今国会で議論をされております道州制特区法案なるものがどういうことを目的としているのか、どういうところを狙いとしているものなのか。なかなかわかりづらいというお話があるのも確かでございます。

そこで、今司会の川城局長からもお話がありましたが、道州制推進道民会議というところで議論をいただいているわけです。この道民会議において地域に出向いて道民の皆様と直接お話し合いをする。そしてご意見を伺う。そういう直接対話形式の意見交換会を開催してはどうかというご提言をいただきまして、今回このような席を設けることになりました。今お話がありましたように、こうした意見交換会は全道で6回目になります。

この機会ですからできるだけ忌憚のないご意見を頂戴できれば大変ありがたいと思えます。

そこで、30分程時間をいただきまして、私から道州制に関する道の考え方、道の取組についてお話をさせていただきたいと思えます。

資料をいろいろと用意しておりますが、「アクティブ道州制」というレジュメをご覧くださいできればと思えます。

1ページを開きいただきたいと思えます。道州制は、日本全国をいくつかのブロックに分けて、広域自治体である道州というものを設置して、国から道州、さらには市町村に大幅な権限の移譲を行うことによって実現します。私どもは、中央集権型に対して「地域主権型」の自治の仕組みと言っているわけでありませう。

1ページの上図は、一つのモデルであります。このように決まっているというわけではありませう。イメージとしてご理解いただきたいと思えます。北海道は北海道のまま一つで道州になるということでありませう。たとえば九州や四国、中国といった所は、いくつかの県が集まって一つのブロックになるであろうというふうと考えております。そこで、なぜ県は集まってブロックになったほうがいいのか。北海道は、なぜ北海道のままがいいのか。そして、北海道のままなのに一体何が変わるのかということでありませう。具体的に変わるのは、それぞれの仕事の中身が大きく変わっていくわけでありませう。

1ページの下図をご覧くださいいただきたいと思えます。現在と道州制とで変わる部分といひますと、国についてみますと仕事の範囲がかなり縮小されるかと思えます。いふなれば、国

は外交や防衛といった本来国が果たすべき役割に限定されるであろうということを想定しています。道州は、これまで国が行ってきた仕事のかなりの部分を引き受けることになるかと思えます。市町村は、保健・医療・福祉・教育といった住民に身近な行政サービスを担う行政形態になるであろうということです。このために何が必要かといいますと、現在国が持っている権限を道州、あるいは市町村に大幅に移譲するということが必要になってきます。道州の権限もできる限り市町村に移譲する。そして市町村の権限を大幅に強化する。こうした仕組みになることを私どもは想定をしております。

下に「コミュニティ」と書かれている部分があります。私どもは、道州制を考える重要なポイントの一つとしてコミュニティというものを重要視しております。後程コミュニティのところでお話させていただきますが、いふなれば少子高齢化、人口減少社会に対応できるような社会をつくりあげるためには、コミュニティの役割が非常に大きくなるであろうというふうに考えております。

2 ページの上段をご覧くださいと思います。

我が国は、明治維新以来中央集権体制のもとで、まさに欧米に追い付け追い越せということで頑張ってきたわけであります。その結果、高度経済成長をなし遂げて欧米のキャッチアップも達成できたというふうにいわれております。ただ、現在の状況を考えますと、国も地方も大変な財政難に陥っております。それから、かなりのスピードで少子高齢化が進み、人口減少が深刻なものとなってきております。そうしますと、これまでの中央集権体制のままでいいのか、中央集権体制による様々な問題点というものが浮き彫りになっているのは確かでないかと思えます。このままでいきますと、地域にも我が国全体にも活力が失われてしまうのではないかという心配、懸念を持っております。中央集権体制に代わるものとして新しい地域の自治の仕組みというものを考える必要があるのではないか。そこに道州制というものの発想の原点があるというふうに考えております。

2 ページの下段の図です。新たに道州政府をつくるだけではなくて、市町村や地域のコミュニティを強化しまして、地方分権というものを大胆に進めようとするものであります。つまり、今は国に決定権限、あるいは財源が集中している仕組みを変えまして、決定権限、あるいは財源を住民に身近なところに引き寄せる。そういうことで地域のことは自分たちで決める社会をつくり出していけないかということであります。これを「地域主権型社会」というふうに呼んでおります。そういう社会をつくることによって地域のやる気、地域の潜在力というものが引き出され、地域を草の根から元気にしていくことになるのではないかと考えております。これが道州制の狙いです。

3 ページをお開きいただきたいと思います。

道州制は、まさに国の仕組みを大きく変える取組ですからこの先かなり時間のかかる非常に壮大な大きな改革になります。こうした改革を一気に進めるには、当然無理が出てきます。一つずつ課題を解決しながら、できることから一步一步着実に進めていくことによって私どもが考えている地域主権型社会の創造というものを目指そうとしているものです。

そこで、3ページの下です。

1点目は、国から道への権限移譲・規制緩和というものを段階的に進める道州制特区というものを考えております。

2点目は、道から市町村への大幅な権限移譲を進めようとするものです。

3点目は、コミュニティ再生のための取組を、こうした権限移譲と並行して進めていくということです。

こうした段階的な取組を進めることによって将来の道州制に向けた展望が開かれてくるであろうと考えております。

レジュメから離れますが、お話を聞いていただきたいと思います。道州制の社会で何が変わるかということです。私どもは、3点考えております。

1点目は、市町村への権限移譲を進めますから、住民のみなさんの声というものが行政に反映されやすくなる。まさに市町村が主役の地域社会というものがつくられていくと考えます。住民のみなさんの声をよく聞いて行政が展開されていくということが言えるのではないかと思います。

2点目は、今の国の仕組みは全国一律で決められております。この全国一律の基準を変えて、地域の実状に合った行政を展開していきたいということです。

つまり、東京も大阪も北海道も沖縄も、いうならば一律の仕組み、一律の基準で物事が決められ、その基準によって行政が展開されるというのが現実の話であります。これを、地域が地域の実状に合った独自の基準を定めて、その基準によって行政を展開する。これが私どもが考えている将来の道州制の姿であります。

3点目は、国の出先機関のエリアと道州のエリアを同一にすることによって、いわれているところの二重行政、三重行政の問題点を解消できるのではないかと。その問題の解消を少しでも進めるものになるのではないかとということです。

道州制によってこの社会がどのように変わるかということをお述べさせていただきました。

そこで、レジュメに戻っていただきまして4ページです。今道が考えている段階的な取組としての道州制特区について話をさせていただきます。

この道州制特区は、将来の道州制を見据えて国から北海道に分権を進めるということです。道州制になった場合には、このようなメリットがある。こうした可能性が開けるといふ具体的な事例を道民の皆様、あるいは国民の皆様にも実感していただく、道州制実現に向けてその力となる推進力を生み出したいというのが道州制特区の狙いでありました。実は、平成16年4月と8月の2回に分けて道内有識者の方々や市町村の皆様のご意見を伺って、「道州制特区に向けた提案」というものを行っております。国に2回に分けて提案をいたしました。この提案については、国の各省庁のかなりの抵抗がありましてなかなか思うように進まなかったというのが現実であります。国の各省庁は、自らの権限を手放すことについての抵抗は、想像以上に強いものがありました。国から道への権限移譲については、かなりの部分が否定的な解答であったわけです。ただ、規制緩和とか国の出先機関との連

携共同事業ということについては、病院の病床の基準が緩和されたり、通訳案内業の規制緩和といったことで、私どもが提案したものが一部実現しているものもあります。根本的には、国の官僚、国の省庁のみなさんは権限を北海道に移譲しようとは考えていないわけです。この権限移譲を進めるためには、法律的な制度というものがなければなかなか進まないということで「道州制特区推進法」なるものを提案したわけであります。今衆議院の内閣委員会ですべて議論がされております。先日内閣委員会での採決が行われました。どうなるかわかりませんが、明日衆議院の本会議で議決されるのではないかという見通しがございます。議決されれば、今度は参議院で議論が展開されるということになるわけです。

4ページの下段、道州制特区推進法案について書いております。ポイントは、3点と考えております。

1点目は、この推進法というのは、国からの分権というものを道が提案いたします。全国ではじめて国と同じテーブルについて直接議論をして実現していくという仕組みをつくるものであります。地方団体が国に提案して、国が地方と同じテーブルについて提案した内容について実現していくという仕組みは、今までに例はないと思います。これがポイントの1点目です。

2点目は、道州制特区については、提案したものが本当にきちんと実現されるのかどうか。大事な問題としては、財源がきちんとついてくるのか。そういった部分でみなさんにご心配をいただいております。今回は、不透明であった部分が推進法案によって明確になったというふうに思っております。つまり、この法案によって必要な財源というものを交付金という形で北海道に措置されるということが明確になりました。財源がきちんと制度化されたというところに大きな意味があるかと思っております。

3点目は、この法案の中では、提案の第一弾として調理師の養成施設の指定監督権限であるとか鳥獣保護法の許可の一部といった国と道が類似の仕事をしているものを中心に8項目について北海道に権限が移譲されました。

推進法案のポイントとしては、その3点かと思いますが、さらに私どもは第二弾、第三弾の提案を国に行うことによって北海道を元気なものにしていきたい、北海道を変えていきたいというふうに思っております。

レジュメから離れてお話し申しあげたいのですが、先程申し上げたように道は様々な提案をいたしました。国の省庁の抵抗によってことごとくその提案は拒否されました。それで、道からの提案を国が真摯に受け止めてくれる装置が必要であるということでこの法案ができたわけであります。この法案の中で、先程申し上げたように既に8項目については権限を移譲するという内容になりました。よく言われることは、この8項目で北海道は本当に変わるのかということであります。この内容は、非常にしょぼいと言われております。そのとおりかと思っております。最初には、国の省庁の抵抗がかなりありましたから、私どもは五十数項目について提案をしたのですが、そのうちの8項目は決められました。このポイントというのは、次なる提案を国がきちんと受け止めてくれる仕組み、装置という

ものがこの法案によって整備されるというところであります。そこが最大のポイントであろうと思います。これから道が国に提案をいたしますと、国はそれを放置しないで遅滞なく対応するというふうに政府に義務付けているのがこの法案です。私どもは、こうした仕組みをつくっていただいたことによってこの法案が成立すれば、こういう装置をつくっていただいたことによって次なる提案を、第二、第三の提案というものを国に働きかけていく。逆に私どもは、その能力なり姿勢を問われているというふうに思っております。今の8項目というのは、道民生活にはなんの関わりもないではないか、これで北海道の経済は活性化するかという意見がございます。確かにそういう内容のものではないわけです。できれば、次なる提案においては、北海道の経済が活性化し、道民のみなさんの生活が少しでも向上するような内容の提案を行ってまいりたいと思っております。そして北海道を何とか変えていきたい。元気なものにしていきたいということであります。ここの点をご理解いただきたいと思っております。

またレジュメに戻っていただいて、5ページであります。

道州制に向けた取組の2つ目として十分ご理解いただきたいこととしては、道から市町村への権限移譲の話をさせていただきたいと思っております。現在道は、約4千項目の権限を持っているわけであります。そのうちの半分となる約2千項目を既に市町村に権限移譲可能ですということでもリスト化いたしました。市町村から要望のあったものについては、順次事務処理に必要な財源とセットで権限移譲を進めているところであります。

たとえば、パスポートの申請は身近な市町村でできるようになるかと思っております。それから、農地の転用の許可といったものも市町村でできるようになるだろうと思っております。さらに、市町村においては積極的に権限移譲を受けていただきたいと思っておりますが、合わせて市町村合併とか広域連携、コミュニティの強化といったもの、市町村の権限の移譲を受ける体制整備の方策についてもそれぞれの地域でご議論をいただければという思いがございます。

次に6ページであります。

先程申し上げたコミュニティであります。いくなれば、これは官から民へということでご理解をいただきたいと思っております。今の日本は、かつてのように町内会とか近所付き合いといった地域社会の結びつきが弱くなってきていると思っております。そういうことによって福祉であるとか環境、治安といった面で私たちの暮らしに様々な影響を与えられているのではないかと思います。このコミュニティを再生するという。地域住民が支え合う、助け合っていく社会をつくっていくことがこれからの少子高齢化社会において非常に大事なことはないかと思っております。コミュニティのイメージは、住民自治組織というふうにご理解をいただいてもいいかと思っております。町内会のようなイメージ、あるいはNPOなどのイメージでもいいかもしれません。今まで公共にかかわることは、全て行政が執行しなければならない、これは行政の分野であるというふうに思っておられたかと思っております。今や公共の分野というのは、行政が独占する時代ではないというふうに思っております。こ

ここで地域住民自治組織であるコミュニティ活動というものに焦点を合わせて、そこで地域のコミュニティ活動を基本においてこれからの地域社会というものを考えていく必要があるのではないかというふうに思っております。

6 ページの下です。コミュニティビジネスという言葉は聞き慣れない言葉かと思えます。今既に空き店舗を活用して高齢者自らが高齢者向けの食堂や喫茶店を経営しているという実例があります。これによって高齢者同士の結びつきが深まり、一つの生きがい生まれるかと思えます。これが、いうならばビジネスにもなっていくということになるかと思えます。こういうようなコミュニティビジネスもうまく活用しながらコミュニティそのものを何とか我が国、北海道において再生していくということでもあります。

7 ページをご覧くださいければと思います。

道州制という仕組みを使って地域を元気にしていく具体的な事例であります。実は、これは皆様方からご意見を頂戴したいところであります。一つ、除雪を例にお話を申し上げたいと思います。

我が国の仕組みというのは、国道は開発局、道道は道庁の土木現業所、市町村道は市町村というふうに管理者が決まっております。ですから、それぞれの除雪はそれぞれの管理者が責任を持って対応していくということでもあります。かつて北見で 100 年に一度という大豪雪があったときに、開発局は国道だけを、土現は道道だけを、一番困ったのは生活道路である市町村、市道なわけです。こういうところをもう少しうまくやれないのかということです。国道も道道も市町村道も、一体的に効率的に除雪をすることによって、市民のみなさんの生活が大事なのでありますから、もう少しうまくできないのかということです。こういうところにくさびを打つ。それぞれの管理責任ではなくて、横断的に行政を進めることによって除雪作業がスムーズに行われるのではないかというふうに思います。

もう一つの事例としては、エゾシカの事例を申し上げたいと思います。

当地もそうですが、今ものすごく増えております。このエゾシカの管理は大きな問題になっています。今我が国のエゾシカを管理する法律として考えられるのは、鳥獣保護法というものです。この鳥獣保護法はどういうものかという、趣味で猟をする人を規制するものであります。たとえば、一人 1 日真鴨は 5 羽まで、キジは 2 羽までということが決められております。北海道で行われているようなエゾシカ、あれだけ増えたものを管理するという事は鳥獣保護法では想定をしておりません。まさに国の基準というのは地域の実状に合っていないかというものを表す典型例であると思えます。こういうエゾシカを、北海道の地域の実状に合った形で個体管理をしていくということをやらせてもらえないかというのが道州制の考えであります。農地もそうではないでしょうか。農地も国の縛りによってなかなか有効利用ができないという状況になっております。たとえば、遊休農地はたくさんあります。この遊休農地にトウキビを植える。トウキビを植えてエタノール燃料にする。そうすれば新たなエネルギー産業が生まれるということが期待されるわけです。ご当地十勝は、まさにバイオエタノールで脚光を浴びています。全国的にも十勝地方は脚光

を浴びています。そういうことも道州制によって、今の決められた仕組みを変えることによって新しい産業がそこで育っていくのではないかと考えます。

最後、8ページになります。今まで何か事業をやるとすると国にお金をいただきに行くということがあるわけです。何回も上京をして、陳情・要望活動を繰り返して、お金をいただいて、そして事業を展開するというのが今までのやり方でありました。この権限、なぜそうなるかという、権限・財源はすべて東京霞が関に集中をしているからです。この権限・財源というものが地方に移ってくれば何回も東京に行かなくてもいいわけでありました。地域のことは地域で決められる社会になるわけです。道内においては札幌一極集中というものが緩和される。そういう機能、効果というものも出てくるのではないかと思います。何度も申しあげますが、地方分権というものは国に集中している権限・財源を住民の身近なところに引き寄せるということでありました。それによって住民自らが自分たちの地域社会は自分たちの考えで作りあげていくことが可能になるのではないかというふうに思います。今は、いかんせん国が全ての細かいことまで網の目のように規制を張り巡らせているのが状況かと思えます。そこに道州制特区推進法案なるもので、そのくさびを打ち込んで、北海道は北海道民に考えさせてくれ。そして権限を、財源を合わせていただくことによって、北海道の地域事情に合った行政を展開させていただきたいというのが道州制特区法案であります。道州制を展望すると、先程も申しあげましたが先の長い話かというふうに思います。

ただ、道州制特区推進法案なるものが12月15日までの臨時国会で成立したとなれば、いよいよ私どもにそういう新しいチャレンジ、今の国の仕組みを変える新しいチャレンジをする権限が与えられるわけでありました。そうすると、今までは、国の決まりだから仕方がないということで諦めていて、国の言うがままに、国のご沙汰のもとに行ってきた行政を少しでも変えられる。そういうことが可能になってくるのではないかと思います。そして、8項目は既に法律によって権限移譲がなされることになろうかと思えますが、この8項目だけでは北海道は変わり得ません。なんとか皆様方のご意見をいただいて、北海道がもっと元気になる。北海道の経済が活性化できる。そういう社会にするための新たな提案を皆様方からいただきたいと思っております。私どもは、いただいたご意見を十分に議論して、そして国のほうに提案をしていきたい。そして、この世の中を変えていきたいということでもあります。

5分程オーバーをいたしました。道州制および道州制特区法案の狙いとするところをお話しさせていただきました。

今日の意見交換会を一つのきっかけにいたしまして、皆様と一緒に北海道を元気なものにしていくために議論をさせていただきたいと思えます。どうかよろしく願いいたします。

ご静聴ありがとうございました。

○川城局長：

この地域意見交換会では、先程申しあげましたように道州制推進道民会議の14人の委員の皆様が6会場を分担してご出席いただくこととしております。本日は3名の委員が出席をしております。

山本副知事と3名の委員の皆様は壇上をお願いいたします。

改めまして私から委員をご紹介させていただきたいと存じます。

地域づくりネットワーク北海道連絡会議副会長の谷一之委員でございます。

続きまして、北海道女性団体連絡協議会会長の中田和子委員でございます。

そして、北海道スローフード・フレンズ帯広リーダーの湯浅優子委員でございます。

3名の道民会議の委員から道民の皆様へのメッセージなどにつきましてお一人10分程度でお話をいただき、その後会場の皆様方と意見交換をさせていただきたいと存じます。

それでは、谷委員からお願いいたします。

○谷委員：

皆様、こんばんは。ただいま紹介に預かりました下川町の谷と申します。

今日は、道州制の意見交換会ということでございますが、全道6カ所で開催されて、今日は第6番目ということでありまして、私も函館をスタートに釧路・旭川、そしてご当地帯広ということで4回の出席をし、私の考えている道州制等についてお話しをさせていただいているところでございます。

今日も、このような機会を与えていただきましたことに感謝を申しあげ、十勝のみなさんと少しでも意見の交換をさせていただければと思っております。

さて、道州制でございますが、私なりに道州制というものを意識させていただきますと、「国際社会の中の北海道の自立」というテーマで道州制のあり方や目標を置くべきであろうと思います。これに基づいて、道州制をキーワードとして北海道の活性化を図ろうではないかという考え方でお話しをしたいと思っております。

今まで、道庁での会議も数多く開催されてきました。私は平成15年から設置されましたこの前の委員会から委員になっておりまして、先程副知事の山本さんからお話がありました国への提言や意見にも関わりながら、この3年間程いろいろと勉強をさせていただいたところでございます。

さて、私の所属は「地域づくりネットワーク北海道連絡会議」という全国の地域づくりネットワークにおける北海道での構成団体であります。この地域づくりというのは何なのかということでもあります。当然しっかりした定義というものはないわけではありますが、それぞれの地域でみなさんが担っているながら、それなりにみなさんが地域づくりの定義をお持ちになっているのではないかと考えています。

私なりに地域づくりというものを短めに解釈させていただきますと、地域に暮らす人々が自らの発議と行動によって地域の課題を解決し、地域の資源を活用しながら、地域を活性化することによって、より良い暮らしをしていこうという仕組みづくりであると解釈し

ているわけです。

そんな中で、今日は資料を2つお付け致しました。それは、北海道のマップと高速道路のブックレットです。全道でいろいろな取組をしております中で、この2つだけをご紹介しますさせていただきたいと思えます。

北海道のマップは、15年前から国勢調査の度に作成しているものでありまして、私たち道民が自分のまちはさることながら、近くのまち、あるいは北海道全体をお互いに知り合おうではないかということでマップを作っているものです。緑色の上川管内の上のほうに私のまちである下川町がございます。今日は、三国峠を通過して車で230キロを走ってまいりました。このような行政区域に分かれているわけですが、このようなマップを通して一目瞭然に北海道の市町村の位置関係を知って頂きたいものだと考えております。

また、高速道路についてでございます。北海道全体の高速道路の整備促進運動を6団体で行っているものであります。ご当地も長年に渡って道路整備の高いハードルでございました日勝峠の問題がございます。これをいち早く開通させて、道央、あるいは道南へのアクセスを少しでも短い時間で済むことができるようにと、全道が一丸となって運動をしているものでして、その活動の成果品をご紹介しますいただいたところです。是非お目通しをいただければと思えます。

さて、ここで道州制についてでございますが、若干歴史を紐解いてみたいと思えます。

ご存知のように、北海道は明治2年に松浦武四郎が蝦夷地を北海道と命名したわけでありまして。その時には、函館に北海道の開拓使が設置され北海道の幕開けとなりました。その際、黒田清隆という開拓使の次官は、明治政府の命を受けて、北海道を「寒冷地文明の新天地」として新たな北海道の幕開けを担ったわけでありまして。まさしく、北海道のフロンティア精神がその時に始まったところがございます。明治2年の北海道の人口は、5万8千人でございました。今北海道は580万ぐらいでございますので、100分の1ぐらいの人口が開拓使時代であったということです。その後の行政区域は、廃藩置県などが行われるなど、様々な変遷を経て明治23年に府県制施行によって3つの府と43の県が統合されたものであります。この時の人口は、55万人に膨らんでおりました。開拓使が設置された時の約10倍ぐらいになっていたわけでありまして。日本全体では、明治23年に4千万人の人口を数えることになりました。現在は1億2600万人ぐらいでございますので、3分の1ぐらいの人口がその時代にあったということがございます。

ただ、このときの都道府県47の枠組みというのは、110年経った現在でも全く変わることはなく、これらの広域自治体によって行政が歩まれてきたことになるわけです。都道府県の人口もこの変遷の中で大きく様変わりを見せてまいりました。47のうち、一番人口の少ない島根県は、県単位でみましても人口は60万人ぐらいの規模でございます。しかし一方政令都市は、どんどん増えておまして、横浜市は一つの自治体で350万人を超えるなど、全国の地域がいびつな形で人口分布が広がっています。昭和の初期から提言されてまいりました都道府県の合併、あるいは道州制の議論というのは、既にこの時から始まって

いた訳です。このような変遷の中で、都道府県のあり方というものが求められてきているということでもあります。これについては、先程山本副知事からもお話がありましたので、そういうようなことを垣間見ることができるのではないかと考えております。

そこで、道州制でございますが、この道州制の議論がされてきたことには、大きく4つの背景がございます。

一つ目は、ご存知のように平成11年に地方分権一括法が制定され12年4月から施行された訳であります。このように制度による法律のスタートがあったということ。

二つ目は、国と地方の役割を明確にしていかなければならない。これは、地方自治法の第1条に謳われております。このような狙いがあるということです。

三つ目は、既に前内閣総理大臣である小泉さんが推進していた三位一体改革に伴うものであります。地方に分権することによって裁量権をもたらし、そういう権限の委譲と自主財源活用をつくっていかうという動きです。

四つ目は、国や地方の行財政改革に布石を打とうということであります。

この四つの意味合いを背景として道州制が大きくクローズアップされてきたということです。

ただ、どうも北海道においては、開発局の行政改革だとか人員の削減などがクローズアップされ、先程言いました四つ目の国・地方の行財政改革というものが、イコール・道州制のような形に思われがちですが、その前の3つの論点や理屈というものがしっかりと議論されていかなければならないということでございます。

さて、私はまだこの世に生を受けておりませんが、昭和20年に日本が世界大戦に敗れた後に、アメリカから来日したシャープ使節団が日本政府に地方分権を進めるように勧告をいたしました。それから現在まで60年の年月が経過をしたわけであります。この分権というのは、実は遅々として進まなかったのが現実であります。しかし、先程申し上げました地方分権一括法の制定以来、市町村合併、あるいは道州制の議論など、中央集権システムから地方分権システムへと社会は大きな変化をもたらそうとしている訳です。

先程申し上げましたように、自治法の第1条には、国と地方の役割を明確にしなさいという法律がございます。国の役割というのは、大きく3つのカテゴリーに分かれておりますが、さらに外交・防衛・司法・通貨・生活保護・労働条件の基準・公的年金というものを国の役割として担っていかなければならない訳です。地方自治体は、国家全体の行政サービスの3分の2を提供する大きな地方政府でございます。いわゆる、私たち住民にとっては一番身近なサービスを施してくれるのが市町村であります。従って、国が関与している多くの権限や財源を分権することによりまして、地方地域の自治体というのは、裁量権のある行政を行い、住民のニーズに合ったサービスができるのではないかと思うところがあります。しかし、明治時代から施行されてきた中央集権システムのもとで、それぞれの省庁というのは財源や権限などの既得権を手放そうとはしないところがございます。分権改革というのは名ばかりのところがある訳です。いわゆる絵に描いた餅の状態になってし

まっているということです。従って、現在審議されている「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案」というものが、内閣委員会でこの度可決をして、明日、おそらく衆議院の全体会議の中で議決されるであろうと思います。これを通すことによって、北海道の活性化の糸口を見出すことができるのではないかと考えている一人であります。

さて、道州制および特区でございますが、先程申しましたように特区というのは特別区域の略称でございます。この特区については、私ども民間委員によって5つの論点で議論を重ねてまいりました。そして、先行するにあたって道州制プログラムを策定して参ったわけであります。その結果、推進プラン9つを決定するに至り、平成16年の4月と8月に提案をしたところであります。当然、現在国が推進してございます構造改革特区は、この夏で870～880件程認定をされております。あるいは、地域再生計画というものも780件程認定されているわけです。

これらと比較しても、なんら道州制特区と変わらないではないかという意見もございませぬ。ただ、北海道にとっては、道州制特区というものをもう少し構造改革特区や地域再生と違った形で北海道独自のいろいろなアイディアをアピールしていきながら、北海道の地域活力のために結び付けていく必要があるのではないかと考えております。特に規制緩和などが求められるでしょうし、或いは逆に地域を守るために規制を強化していくなどが考えられます。さらに権限や財源というものを移譲する受け皿づくりというものが、これから必要になってきます。そのような受け皿づくりができることによって、これから地方、地域の裁量権というものが広がり、地域に活力を生み出すことができるのではないかと考えております。新たな制度設計が施行されることにより、住民の暮らしや地域の産業というものに活力をもたらすことが可能となって参ります。そういう引き金が、若干閉塞感のある北海道にとっては非常に必要なことではないかと考えるわけであります。

早口で申し訳ございませぬでしたが、どうしても道州制というのはイメージが堅いものですから、私自身もネクタイを外して、見かけだけでも柔らかいイメージできたところがあります。この後、中田さんと湯浅さんから生活者の視点、女性の視点からお話をいただけるものと思います。

私は、制度を含めた堅い話になりましたが、この後いろいろな意見交換をさせていただければと思います。

どうもありがとうございました。

○川城局長：

ありがとうございました。

それでは、中田委員からお願いいたします。

○中田委員：

道州制推進道民会議の一員ということでこの場に参加をさせていただいております。

2000年に地方分権一括法案の制定があつてマスコミが賑わったことがあります。法律上、国と地方が、ある意味では対等の関係になるのではないかという報道に接し、私自身、こ

れは行政の問題であるというふうに思い、住民としてはあまり関心がなかったというところでもございました。

2000年の話ですから忘れておりました。

ところが、昨年6月1日に『「分権改革日本」全国大会—結束6団体』というもののものしいものが東京の日本武道館で開催されました。これは、知事会とか議長会、そういう団体の全国組織、全国大会であったわけです。私たちのような住民は関係のない話なのです。

ところが、これに私たちの親団体になる全国地域婦人団体連絡協議会が地域住民分野の一員として参加してくださいという要請がございました。会長がメッセージを読んだりしたのですが、道内からは札幌市の会長と私と参加をさせていただきました。

武道館がほぼ満席の状態になるぐらいの本当に素晴らしい人の集まりでした。意見発表と決議文の採択。あのころは財政とかいろいろお金の問題が出ておりましたが、そういうことで盛り上がりました。ここで住民を巻き込んで下さったということは、私たちに視点を向けさせてくれたということでありがたかったかと思い、分権社会というものを実感して帰ってまいりました。

これがご縁で道州制推進道民会議にも出させていただいているのではないかと考えております。

前段で申しましたように、住民としてはそれほど詳しくわかっていませぬし関心の持ち方も非常に浅い。無責任な言い方をすると、やれる人にはやってほしいというところがありますので、これからの話はその辺も加味してお聞きいただきたいと思っております。

たとえば、言葉がよくわからないというのが実態です。谷さんからも出ましたし副知事からも出ましたが、規制緩和とか権限移譲、税財源の移譲といわれても、中身的にどういうふうなものがどう変わっていくのかというものが全然わからないというのが本音であろうと思っております。国のもっている権限をそう簡単に手放すものかという不信感みたいなものも根強くもっております。

先程から出ましたように、国会で特区の推進法が可決されそうな具合になってきた。8項目であっても権限が移譲されますということになりますと、いささかそんな無責任なことも言っていられない。もっと真剣に考えなければならないのかなと私自身思うのです。みなさん方の中にもそのように思う方がいらっしゃるのではないかと思います。また、ここにおいでにならない方でも、そういうものに目を向けて下さる方がいらっしゃるのではないかと思います。

権限移譲が進んできますと地方分権がどんどん進んでいく。地方のことは地方でというような決め方ができる。住民が税金の使い方を自分たちで考えて、地域の課題も自分たちで何とかできることはしなければならないといった住民参加の仕組みづくりもしていかなければならないということなのです。

自治体の自立、ましてや自主性の確立というものは、地域の特色を強く出して地域の個性の競い合いができる。そういうことがこれからの自治の形になっていくのではないかと

というようなとらえ方もしております。

さらに多くの規制緩和や権限、税財源の移譲などが必要となってくると思うのですが、そのためには受け皿となる地方自治のあり方、住民の意識なども問われていると思います。副知事からは、いろいろなアイデアを出してくださいという話がありました。そういったところをきちんと踏まえないと何を言っているのかわからないというのが私自身の本音でございます。

先程、従来でしたら国で決めたことの中で全国一律の括りというものがあるという説明がありました。それが、地方にとっては、いろいろな足かせになっているものも少なくないということもよくわかりました。

その規制がどこまで緩和されるかにもよりますが、型にはまった地域づくりから住民の発想を多く取り入れられた官と民の共同による地域づくりが進められていくというものが望ましいと思っております。

少子高齢化・人口減といった社会的マイナス要件がある中では、地域の果たす役割に大きな期待も寄せられておりますという知事のメッセージを受けました。私たちとしては、すべて行政任せから自分たちでできることは自分たちで協力し合う社会づくりの時代に向かわざるを得ない。そういうことをきちんと把握しなければならない、住民としてはそういうものの見方も大事なのだなというふうに思いました。

ですけれども、現実的には地域そのものに力がなくなってきております。地域社会の教育力の低下は、何年も前から言われております。まだまだ回復されているとは言えません。個別化やプライバシーの尊重は、いろいろな意味で情報化の中できつく規制されており、だんだん強まっている風潮がございます。

ということは、隣近所との付き合いも堅苦しいものになって、あまり踏み込めない。いずれは煩わしいという思いになっていくのではないかと思います。町内会活動も加入しない住民が増えてきています。これも時代の流れといえましょうけれども、今一度見直す必要があるのではないかと思います。

コミュニティ社会を多くの人たちとのかかわりをもつことで再生していくということが大事なのではないかと感じております。

子どもの犯罪が増えているというニュースがたくさん出ております。そのニュースに対しては、子どもの見守り隊というものが幅広い立場の人たちでつくられており、今日も活動をしておりました。

こういったものの広がり期待しながらコミュニティの再生を図っていったらいいなと思っております。

十勝人、ここにいらっしゃる方々は「われら十勝人」よく使う言葉なのです。道内の地域では、そういう言葉を使っていることを聞いたことはないです。たとえば、お隣の谷さんは、「おれは上川人だ」とは言わないと思います。十勝の人は、「われら十勝人だ」という言葉を使うわけです。

この言葉にどういう意味があるのかなと考えているのですが、人の気風や個性を表すものかと思いつつ、「われら十勝人」ということでは心が一つになる、何か通い合うものがあるというのが現実ではないかと思っています。

十勝は、農業王国です。北海道は食糧基地です。その中で、十勝人は、十勝も大事な部分を担っていると思っています。これからは政府管掌作物以外の物でも十勝の風土に適したものであればつくってみる。そういうことも可能であるようになるのではないかと。そうすると、より豊かな農業地帯になるのではないかと考えております。

今は地産地消、産消協同といった動きが活発に続けられて、多くの人との連携の中でその知恵を出し合っているということは良い機会ではないかと思っています。かあさん市とか食育に取り組む人、そういう人たちとそれを支えていく仕組み。またはその輪を広げて継続させていくということも大事である。これは住民参加のまちづくりといってもいいのではないかと思っています。

また、旭川市の動物園、日本一の入場者ということで帯広の動物園から見るとうらやましい話になります。この運営の鍵というのは、最初の鍵だったのは、施設そのものも確かにそうですし規模もそうなのですが、市民ボランティアが早くから関わっているわけです。そしてその人たちが一生懸命に働いているところからだんだん積み重なっていったという意味では、非常に市民との協働の動物園づくりであったのではないかと思っています。

今は、帯広や十勝でも公的施設の中でのボランティアが結構増えてきています。帯広市では、夏の間にはホコテン、町中にホコテンがあったのですが、これは官民が一体となった事業で、中心街に多くの人足を運ばせ、なんとか賑わいを持たせようという意識でやっております。それは冬になって休みになったのですが、今のところ中心街の商業施設をつぶしては駄目、つぶしたくない、あれがなくなったら帯広の町ではないという思いの人が私設応援団をつくって商業施設を応援していくというようなことです。そういうことも、自分たちのできることは黙って見ていないでやろうという思いがだんだんとつくりあげられてきているのではないかと思っています。

地域の活性化の第一歩は、こういったことから始まっていくのではないかと考えております。

難しいことはわからないのですが、地方分権、地域主権、それが進んでいくと道州制へと進んでいくのだらうと思います。住民の一人としては、行政依存から地域住民もがんばって住みやすい地域をつくるために汗を流す。そして、行政が今まで持っているシンクタンクを発揮していただきながら共同で力を合わせて、自主自立に相互扶助といったまちづくりができていくことが望ましいのではないかと考えています。

そのためには、地域の意向を十分に踏まえた中でわかりやすく説明していただいて、良いことばかりあるわけではないということも含めて、住民に理解してもらう必要があるのではないかと考えています。もっともっと多くの住民が関心を持って、そういうことに耳を傾けて欲しいと思っています。

私たちも女性団体として北海道の中で、道内のほとんどの町村の方々が会員なので、わからない中でミニ道州制講座を先日札幌で開きました。わからない人に説明をするのだからわかるように説明して下さいという注文をつけておりましたので非常にわかりやすく説明をしていただき、大変よかったなと思っております。

その中での感想なのですが、住民の一人としては、今まではできるものを黙って受け取る。できたものを黙って受け取っていたわけです。でも、これからは受け取る前に、自分たちも「何かできる、何か手伝う」という一言をいうべき時代なのだという感想をいただきました。

自分たちでできることは何か。何かしなければならぬとすればどういったことができるのか。自分が住むまちを住みよいまちとして生涯終えるためには、自分も汗を流すという意識を持って、「われら十勝人」はがんばっていただければいいかなと思ったわけです。

雑ぱくでとりとめのない話で申し訳ないです。終わらせていただきます。

○川城局長：

ありがとうございました。

最後になりましたが湯浅委員からお願いいたします。

○湯浅委員：

みなさん、こんばんは。地元十勝新得町からやってきました湯浅優子です。

私は、地元で話すことはこんなに緊張するのかと思っています。普段からお世話になっている方が何人もいらしていますので、いつもより緊張をしております。

道州制推進道民会議の委員に参加して感じたことを、どれだけ表現できるかわかりませんがお話してみたいと思います。

昨年の6月に初めて推進会議に出たときは、今日のようにいろいろな立場の方が背広を着た雰囲気であつたが、少しかたぐるしさを感じながら、難しい専門用語で道州制の話、道州制特区の話をつらいついて、私は場違いではないかと思うぐらい意味が捉えにくいものでした。でも、経済界の方、各支庁長、学者の方がそれぞれの立場での思いをお聞きし、私たちのような市民活動をしている者がその場に参加したとき、みなさんの思いも一つなのだと感じたわけです。道州制とは何かというよりも、私たちは、あらためて自分たちがこの北海道が大好きで、この北海道の中で楽しく幸せに、そしてこれから何年先も暮らし続けていくこと、それを子どもたちのためにもどうしたら良いか考え、伝えていくこと。そういう覚悟が必要な時期なのだということを感じることができました。

それと同じようなことを感じたことが数年前にありました。それは、合併問題を考える勉強会に参加したときでした。そのときに気が付いていく中で愕然としたことですが、いかに自分たちが日々暮らしていることが人まかせであつたか。町がやってくれるから、道がやってくれるから、専門家の先生が考えてくれるから、と。私はそれにおんぶに抱っこで、他のことは何も知らなくてもよかつたという時代が長くあつたということを感じたわけです。私は今農業をやっておりますが、農業の世界でもそうです。いろいろなことを

国が指導し、道が指導し、専門の先生たちが言うことを聞いていればよかったという時代が長かったのです。そういうことも含めて、いかに自分でものを考え、ものを知ろうとしていなかったかということ、この道州制推進道民会議に参加しても感じました。

人まかせで、自分たちの暮らしを自分たちが将来的に描けないということは、こんなに窮屈なものなのかということを感じたわけです。そういうことが道州制の会議に1年間参加して思ったことです。

でもこれから先、自分たちの子どもにどんな北海道を描くかは、自分も含め、地域の人たちと共に考えていきたいと思いました。

今回の特区法案のことを知って、これだけ細かなことまで（何千もある規制は）、国が頼りで決められていたのかな、と、そんなことにも気づきました。

そういうことが、いかに私たちがこの地域で幸せに暮らしていけば良いのかを自分たちで知恵を出しあえるチャンスが道州制の提案によって私たちにも回ってきたというふうに感じたわけです。先程からの話の中でも、実現には時間がかかるものだということはわかります。でも、国が変わり、道が変わり、市町村が変わる。それをただじっと待っている自分たち住民では、子どもたちの未来にも何も伝えられないと思ったわけです。

もっと具体的に言えば、私は農業と食に関わり、子どもも孫もいます。今自分も幸せで暮らしたいけれども、20年、50年先の北海道で、安心して安全に暮らすためにはどうしたらいいのかを自分たちで考えることにしよう。そういうことだと思います。住んでいて、新得はとて面白い町です。私は大好きなので北海道をあちこち回ったときにそういう話をします。でも、その中でもこの30年すごく変わってきた。急激な変化の中で起こってきたひずみも感じながら、これから先の北海道をどう描けばいいのかと思います。それで今仲間たちとスローフードの活動をしているのですが、特別なことではありません。それは、自分たちが今までやってきた今までの暮らし方を見つめて、これから先の安心して安全な暮らしをつないでいくために自分たちができることをやっていこうということです。自立自立とは何か？これほど豊かな資源をもっている北海道がなぜ自立できないのか？衣食住、そのエネルギー、暮らしの中で必要なものは、北海道にはどこの地域にも負けないくらいあります。この北海道が自立できないで他のところが自立できるわけがないと考えました。

でもこういう話のときに一番出てくることは、お金の問題です。お金がなければ何もできない、変えられない。権限移譲も財源がないとできないという話になってしまうわけです。でもそうだろうか？私が思うのは、経済というのは、紙幣経済はとても大事です。私もお金が必要だと思います。でも、この30年ぐらい変わってきた中で感じることは、今の社会は紙幣経済ではなかったような気がします。市場原理だけで片付けると本当にすべてが競争競争の時代。より安い物を買って、より安い物を売って、より安い物を作って・・・というふうになります。でも、それは使い捨ての時代の話で、これから先はもっと物を大事にして、安い物ではなくて、地域で自分たちも大事にできるものをしっかりと守っていく。そういう時代だと思います。

そのときに、経済というのは、紙幣経済だけで物を考えていると地域は成り立っていきません。もう一つ大きな力になるのは、その地域にある資源を地域の中に活かすこと。それが地産地消であり産消協働なんです。地域の中には食べ物だけではない、いろいろな産業の方々が暮らしているので、その方たちと一緒にそのまちをつくっていくことで経済は流れ支えあうこととなります。

もう一つは、これから大事になるだろうといわれているコミュニティの問題です。私たちは忙しすぎて、どうしても他のことに目をやることができなくなっていった。他の人と今まで支え合ってやってきたこともなかなかできなくなってきた。でも、今お金がなくなってきても、なんといっても大事なものは人なのです。このまちに住んでいる、この地域に住んでいる人が財産。そういうふうに思えば、たくさんの方々の財産があるのではないかと思います。

大きなものをつくるときには、確かに国の大きなお金が必要でしょう。でも、地域の中で暮らすときには、その小さなお金でも活用することによって安心して暮らせる社会ができるのではないかというふうに考えています。

私は、この道州制を一つのきっかけとして地域の中でみんなが知恵を出し合って、人事ではない、人まかせではない、自分も考えて行動する一人になって地域をつくっていったらいいなと思いました。それが道州制に参加して一番感じたことです。これから先、私は一人ひとりの方たちとお話することはできませんが、私がそういうところに参加して道州制の意味や、いろいろなことを知ることによって将来に不安が少なくなったと同じように、みんなで知恵を出し合えば将来に向けてのいろいろなビジョンが北海道の中で描けると信じています。そういう風に考えながら道州制推進道民会議に参加をしています。

道州制というのは、一つで解決できるものではありませんが、みんなで考える一つの道具として使えればいいなと感じています。

これが私からのメッセージです。

○川城局長：

ありがとうございました。

お三方から熱いメッセージをいただきました。

引き続き会場の皆様と道民会議の委員、山本副知事との意見交換に入らせていただきたいと存じます。ご意見のある方は挙手をいただきまして、係の者がマイクをお持ちいたします。恐れいますが所属とお名前などをいただいてからご発言をいただければと思います。

ご質問は2人～3人の方からまとめていただいて、委員・山本副知事からお答えをいただくということを繰り返させていただきたいと存じます。最初に2人～3人の方からご質問、ご意見をいただいてお答えをとするというやり取りをさせていただきたいと思います。

たくさんの方からいただきたいので、ご発言は簡潔に1分～2分程度でお願いいたします。

○一般道民：

いつものことですが、2時間の予定の中でそちら側がしゃべっている時間がものすごく多くて、こちら側からしゃべる時間はほとんどないわけです。

私が言いたいことはたくさんあるのですが、一点だけ申します。

先程湯浅委員がおっしゃったことはそのとおりのだけけれども、総務省が発表した平成16年度の47都道府県一人あたりの平均年収というものがあります。それによりますと、平成16年の発表によると第1位は東京都民で一人当たり平均460万円の所得があるのだそうです。2位は、愛知県民の360万。3位は、静岡県民の355万です。北海道は、47都道府県中26番で260万円の平均年収です。1位の東京都民と2位の愛知県民との間に、460万と360万では100万円の所得の格差があるわけです。これは平均所得ですから、昨日生まれた赤ん坊と100歳の老人もみんな含めて平均して460万ということです。

1位と2位の間に100万の差があるということは大きな差です。どうしてこんな100万の差ができるかというと、先程から話があるように、東京一極集中で日本の資本家の有力な人はみんな東京都民なのです。ですから、庶民から外れた超リッチな人の平均が引き上げるから100万円の差が生まれるわけです。

2位の愛知県と26位の北海道民との間にも、360万と260万ということで100万の差があるわけです。この100万は、生活経済に直結した100万であり、きわめて大きな100万です。道行政をこのままやっていったら、最近沖縄は経済的に豊かになっていて、経済を中心に沖縄では選挙で保守系が勝ちました。それは何かというと、政府が直接振興政策を軍事問題、基地問題とは別にやっているからです。沖縄は、人口が0.4%増えた数少ない都府県の一つにあります。

おそらくこのまま北海道が30年、40年過ぎたら、47都道府県の47番に限りなく近づいていくだろうと予測をしています。

先程から行政の立場から道州制のことを言っておりますが、民間経済を忘れたら、資本主義、市場経済主義、競争の原理で機能していることは間違いないです。中国ですら市場の原理を導入しているわけです。この市場の原理を無視して北海道づくりは成り立ちません。

そのときにこの差があるわけです。民間経済において、愛知県にはいわずと知れたトヨタ、年間23兆円の売り上げがあって計上利益は2兆円を超している。愛知県にはそういう企業があるわけです。北海道では、東証一部に上場している製造業企業は、雪印乳業だけです。

民間経済を無視して道州制を論じることは、きわめて危険である。初風呂に入ることはないと思っています。初風呂は、湯加減が熱いのかぬるいのかわからない。あわてて道州制を導入することはないということを言わせていただきたいと思います。

○川城局長：

ありがとうございます。

続きまして、ほかにご意見、ご質問などはございませんでしょうか。どんなことでも結構です。

○帯広市議会議員：

帯広市議会の者です。今、道州制についていろいろとお伺いいたしました。

その中で、この図でもわかるように国は道に、道は市町村に、市町村は地域コミュニティにということです。私は、非常に危惧を持っております。

国の借金を国が立ち行かなくなるから道に任せる。道も立ち行かなくなるから市町村に任せる。つまり、どこも行き場のない地域コミュニティ、市町村にどんどんしわ寄せをしてくる。それは、しわ寄せをしてきてもいいです。大事なのは、予算がきちんと伴うのかということです。仕事だけ押しつけられて予算がないようでは、とんでもない話です。その辺のところを明確にお答えいただきたいと思います。

今委員の方が言われましたように北海道は農業なのです。農業をやるにはどうするかといったら、今の農業というのは自分たちだけではなくてグローバルなのです。その中で農業を闘っていかなければならない。そういうときにバイオエタノールで本当によその外国と立ち向かえるのか。40円や50円でできるところと、北海道でやれば90円にもなる。

政策は間違っているのではないのでしょうか。

北海道は、農業をきちんとやるには遺伝子組み換えです。

バイオディーゼルならいいわけです。ナタネ油であれば、遺伝子組み換えをしてディーゼルにするわけですから、軽油にするわけですからいいわけです。そういうことを北海道はやっているのでしょうか。

本来一番必要な、北海道に必要なことをやらないで仕事だけ押しつけるということはいかがなものか。これからきちんとやってもらえるのかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○川城局長：

ありがとうございます。

もうお一方からお願いしたいと思います。

○帯広市民：

帯広からきました。あまり関心はなかったのですが、なんとなく来てしまいました。

最近巷に道州制の話が上がってきています。私も新聞を見たりして、先程の方がおっしゃったように何か押しつけられているような感じがします。地域のためだとか、活性化のためだとか、農業のことも潤っていくような話をしておりましたが、実際に農業一つとっても跡取りがいるのかいないのか。そういうことで困っている方も多いです。農業の中では、あまりにも過酷なために嫁のきてがいないということがあります。結局農家の娘さんだって農業をしないでまちに出て行ってしまふ。

そういう現状の中でどうして農業が潤っていくのか。

もう一つは、少子高齢化の中で子どもを生まない家庭がたくさんあります。それだけ生

活ができないわけです。もっともっと子どもを育てることができる豊かな国にしていかなければならないのに、何でもかんでも押しつけているのではないかと感じています。私が若いときに戻って子どもを育てようと思っても育てられないと思います。ものすごく経費がかかると思います。

そういうことからいくと、どんどん少子高齢化していく中でどうして活性化していくのか。そういう点をちゃんと踏まえているのかどうか。

先程の方もおっしゃったように、いろいろな格差がある中、その格差がどんどん世の中に広がっていっています。これを何とかしなければいけないと思っています。

以上です。

○川城局長：

ありがとうございます。

今お三方からご意見、ご質問をいただきました。三人の方からのご質問を簡単にまとめてみたいと思います。

最初の方につきましては、民間経済を忘れたら北海道づくりは成り立たない。初風呂は、危ない。慎重にするべきというようなご指摘であったかと思います。初風呂ではなく二番手でいいというご意見でした。

2番目の帯広市議会の方からは、国・道・市町村・コミュニティということで押しつけてではないのか、しわ寄せではないのかという危惧の念。財源・予算はきちんと伴うのかというご懸念。そして、北海道農業についてグローバルと闘う以上は遺伝子組み換えとか、そういったことを積極的に打ち出していかなければ闘えないのではないのか。そういうことをきちんとやっているのかというようなご指摘であったかと思います。

3番目の帯広の方からは、農業一つとっても後継者問題、お嫁さんの問題があつてなかなかうまくいかない。少子高齢化、子どもを育てるのは大変だということも踏まえて子育てができるような国・地域にするべきではないかというようなご指摘でした。

意を尽くせませんが、こういった3点、4点のご指摘であったかと思います。

まずは、山本副知事から財源のところなどにつきましてご説明をいただければと思います。

○山本副知事：

財源については、まさにそのとおりであります。

その前に、国から道に、道から市町村に、市町村からコミュニティにということで、市町村・コミュニティにしわ寄せをさせているのではないかという懸念については、そういう形になるということはまずいと思っています。国から道に、道から市町村にというときには、必ず受け手側が国のほうにきちんと、市町村であれば道に対してどういうことを権限移譲してほしいということの話があつて、道においては市町村に対してきちんと話し合いを通じて市町村に権限移譲をするというふうにしております。

先程4千項目のうち半分は市町村に権限移譲するためのリストアップをしましたという

ことを申しあげました。これは決して押しつけではなくて、市町村と道とで話し合いをする中で、話し合いが整ったものから権限移譲を進めていく。それが基本的に大事なことであり、思うておりますから、これからもそういう形で権限移譲を進めていきたいと思っております。

そのときに、財源が伴わなければ末端にしわ寄せがくることは大変です。私どもも国から権限移譲をするときには、必ず財源を伴った形でしてもらわないと困ると強く申しあげており、今回の法案では交付金という形で国が行っていた必要な所要額を道に財源が移譲されるという仕組みをつくってもらいました。

これは、道から市町村に行くときにも同様であります。所要額については、話し合いをした上で道から市町村に必要な財源もセットでお渡しする。これが基本原則であり、思っております。

決して市町村やコミュニティの末端がしわ寄せを受けるようなことはあってはならないという基本的な考え方で進めていかなければならないと思っております。

○川城局長：

財源の移譲につきましては、事務的なお話で恐縮ですが、私からも補足説明をさせていただきます。

先程山本副知事から市町村への権限移譲の中でパスポートということが出ました。これまでは道の事務としてやっておりましたけれども、パスポートについては市町村のほうで事務権限をいかがでしょうかということで申しあげております。今、6つの市町村で昨年からの権限を持っていただいております。

パスポートをお取りになった方はおわかりになるかもしれませんが、1万円を払います。2千円は道に対する収入証紙、8千円は国に対する収入印紙ということで切手のような物を貼られます。その2千円のうち権限移譲を受けていただいた市町村には1,350円を権限と一緒に財源を持っていただく。道は650円です。これは一つの例ですが、権限と財源をつけないで一方的に押しつけるということではなくて、2千円のうち1,350円は事務経費として持っていただく。こんなやり方をしております。

私どもは今のご指摘を踏まえて、しっかりと権限と財源をセットでやっていきたいと思っております。

予算の話は山本副知事からありました。

先程、初風呂はやばい、二番手でいいのではないかというご指摘であったと思います。この点についてはいろいろなご意見があるかと思いますが、谷委員からいかがでしょうか。

○谷委員：

確かに他の県の動きを見てから進めるという選択肢もあるかもしれません。

北海道は、今中央からもきちんと認められて法案を通そうとしているわけです。

ここで北海道が全国のイニシアチブを取りながら、先程、構造改革特区とか地域再生の

話をしましたが、既にいろいろなアイデアが構造改革特区の中に出てきております。

北海道にしかできない特異性のあるものを道州制特区の中で提言をしていける可能性がたくさんあるのではないかと考えております。過去において、2002年に沖縄の特別措置法がございました。そのときに経済特区がございました。金融特区と情報通信特区というものでありまして、金融特区などでは、法人税を下げていく方法論が取られました。また、情報通信の機能を高めるために特区を駆使して制度をつくっていくというものです。

ただ、ハードルが高すぎたものですから、その法案の需要度が低かったということがあります。

同じようにこの道州制特区推進法案は、当初は北海道の道州制特区推進法案だったのですが、これが通常国会に上げられたときには北海道だけではなく、全国に網がかかったこととなります。そういう意味では、北海道がオピニオンリーダーとして様々な提言をしていって、これから道州制を活かして北海道の活性化につなげていくということが必要ではないかと感じています。

○一般道民：

平成17年の幕開けに北海道は、1800億円の財政削減を仕掛けて、財政再建団体に転落するという夕張があるわけです。そういう状況にあるときに道州制どころか、私が一番言いたいことは、高橋はるみ知事は一橋大学の経済学部を卒業しているのです。前にやっていた竹中平蔵大臣は一橋大学の経済学部の3年先輩なのです。だから私は高橋知事に論文を書きました。あの人が総務大臣をやっているうちに、北海道に権限をよこさないで人・物・金、つまり手切れ金を先によこして、あとから権限をくれればいいから、まず人・物・金をよこせ。手切れ金代わりによこせと言わないと北海道の自立はできない。

彼らは経済の専門家です。そういうことを言わないと北海道の明日はないと思います。

○谷委員：

私たちは、おそらく閉塞感のある北海道中で、すぐに新しいものを見出せるかというとなかなか見出せないのではないかと思います。そのときに道州制をチャンスとしてとらえて突破口を切り開いたほうがいいのではないかと考えている一人です。

道は委員会の中で「やろう、やろう」ではないのです。問題があるのではないか、市町村が本当に活性化するのか、道は他の都府県と闘うことができるのか、中央に対してものを申せるのか。そういうことについては委員会の中でちゃんと議論が行われています。

その議論の中で、やはり道州制を一つの突破口としてやっていこうというのが私たち委員の意見の一致なのです。

道州制そのものは、先の長い話であるということをお話させていただきました。

これは10年後、20年後において、都道府県合併の問題になりますから、かなり先の話であらうかと思います。

そうすると、北海道の場合は、道州制が展開されるとなると、一つのブロックとして認知されるであらうということになります。そこで将来の道州制というものを頭に描きなが

ら、モデル的・先行的に道州制によってどういったメリットが実感できるのかということ、道州制特区の推進プランを私どもも検討を重ねて知事が国に提案したという経緯がございませう。権限移譲や規制緩和というものが、道州制が展開される段において、実質的に行われるであろうと考えます。道州制そのものが、我が国において制度として展開されるのは相当先のことであります。ゆえに、それを待ってられないわけでは、まずは特区法案なるものによって北海道が先行的に権限移譲なりを進めさせていただく。そこで将来の道州制というものをイメージしながらメリット・デメリットを引き出し、特にメリットを実感していただくということで進めていこうとするものです。

もう少し道州制そのもののイメージ、道州制本体の基本論についても私どもは発信をしていかなければ駄目ではないかと思っております。

○川城局長：

次の宿題もありますので次に進めさせていただきたいと思っております。

そのほかにいただきました農業一つをとっても大きな問題がある。後継者問題、お嫁さんの問題等々もあるということでした。

農業の実践者であります湯浅委員からお願いいたします。

○湯浅委員：

後継者問題、お嫁さんの問題、いろいろな問題があります。その前にお話された帯広市議会の議員の方も農業の話をしておりました。

十勝にいますと、農業の先進地で、どこにも認められた先進的な農業をやっていると思いがちです。これからの時代は、農業をやっている人たちも、食べてくれる人、消費者のことをしっかりと考えていくこと、そして環境と調和する農業を目指し、幅広い視点でものを考える時代に入っていると思っております。私たちが農業を経済の優等生にしようと思ったところで、結局は食べてくれる人たちとの連携がなければ進まない。その辺をじっくりと話し合う機会だと思っております。

一つのことだけで答えが決まるわけではないと思っております。後継者の問題もそうです、他の問題もそうかもしれないけれども、私たちはそれを諦めないで考えようという提案をしているわけでは。道に何かをしてほしい、町に何かをしてほしくないという話になってしまうと、今までと同じになるのではないかと考えています。

これから私たちは誰かに任せるのではなくて一緒に考えましょう、ということだと思います。遺伝子組み換えのことに関してはいろいろな意見がありますが、今日はその話をする場ではないのでひかえますが、農業者が自分たちの立場だけでものを考えるのではなく、いろいろな人たちがものを考える場をこれからつくっていくかなくては、ということであると考えています。

そんなことでよろしいでしょうか。

○山本副知事：

最初にお話のあった経済を立て直すことが一番大事であるということは私も同様です。

北海道は、経済を活性化する。そして、最終的には所得を上げていくということが重要なことであろうと思います。そのためにいろいろな手立てをやっておりますが、なかなか一朝一夕には難しい。

なんとか道内の経済を活性化できるためには、今のままではなかなか難しいものですから、それで道州制特区法案をうまく活用して経済が活性化できないかということを考えています。

いろいろな提案をいただきたいということを冒頭に申しあげました。

私は2つの目的があると思っています。

一つは、北海道経済が活性化できる道はないか。

二つは、道民のみなさんの生活が向上できないか。

この2点を目的にして道州制特区法案をうまく活用できないか。せつかくこの装置が私たち道民に与えられようとしているわけですから、この装置をうまく使って、今ご指摘のあった北海道経済を活性化できる道はないかということで悩んでおります。

是非具体的な事例、ご提案をいただきたいと思います。最終的な目的は北海道経済を元気にし、そして道民の所得を上げていくことが重要なポイントであると思っております。

○一般道民：

インターネットで道の財政立て直しプラン見直し方針に対する意見としてパブリックコメントを募集しています。もう一つは、新たな行政改革大綱方針に関するパブリックコメントをインターネットで求めています。

私は、手引き方式とか添付処理というかたちで送っては具合が悪いと思って、私は論文を書いて郵送で送ったのです。そうしたら、こっちについては、一般の答えしかこない。これだけの文章を書いて道に送っているのに、何も返事はこなかったです。だから私は、今後一切道のパブリックコメントには応募しないと思いました。

それで、私は高橋はるみ知事に直接聞きたいことがあるから、こういう論文を用意して今後の日本経済の展望と北海道帯広・十勝の行財政改革という題の論文を私書箱に送ろうと思っていますが、なにぶん来年の選挙が終わってからにしようかなと思って。

全然コメント、返事をくれないようでは一切申しません。

○山本副知事：

私は、道の財政のほうも所管しておりますので、是非ご意見をお見せいただきたいと思えます。

帯広市の方からいただきましたご意見、少子高齢化社会を迎えて子育てができるような社会ということ。これも大変重要なご指摘であったと思います。

私どもは、地域に押しつけるということではなくて、獲得していきたい。獲得したいという感じです。地域に押しつけられるという思いではなくて、国からのいろいろな権限だとか規制緩和というものをうまくできないのか。そういうことで、そういう少子高齢化社会にも対応できるような社会を早くつくっていかねばなりません。そのためにいろいろ

ろと考えているということです。少子高齢化社会で子育てがうまくできるような社会のためには、今何が必要なのか。そのためには何がネックとなっているのか。そういうことについてご意見をいただきたいと思います。

それに対する私どもの対応策、現実の課題を解決する対応策を一緒になって考えていきたいと思っております。

○帯広市民2：

帯広に住んでいます。3月に山本副知事からは別の会議で貴重なお話をお聞かせいただきました。そのときの責任感で出てまいりました。今日は、個人の立場でお話をさせていただきます。

先程副知事のお話を聞きました。中田委員、湯浅委員からは、コミュニティの主役は私たちであるというような趣旨の話をお伺いできたのではないかと思います。道州制の理念というのはそういうところにあるのかなと思います、少しわかりました。

ただ、地域分割といいますか、そういう意味での道州制を議論するのが今日の会議かなと思ってまいりました。その観点からお話をさせていただきます。

道州制という言葉から受けるイメージは、非常に小さな場面から大きな場面まで範囲が大きすぎると思います。そういう意味では、言葉の持つあいまいさから、勝手に我々が定義を広げてしまっているわけですが、勝手に広げたために道民個人が受ける思いが全く噛み合わず、共有化されないものになっているのではないかというふうに考えております。

私自身は、道州制には大きな地域分割という夢を持っております。現在のビジョンなき道州制の議論には大きな疑問を感じております。先程、仕組み、装置というお話が出ました。仕組みにしても装置にしてもダイナミックなものを期待しております。もちろん小さな一歩からという思いを持っている方もいらっしゃると思いますが、私はもっとダイナミックな道州制に期待をしております。

私は、道州制特区推進法案に向けましたいろいろな方々の努力というものを評価させていただいておりますし、敬意を表させていただきたいと思っております。ただ、定義からいうと、道州制と名付けるのには、あまりに言葉のイメージと離れすぎているのではないかと認識しております。

お前は何を言いたいのかということになりますが、私は北海道の分割、札幌の一極集中を排して、北海道を適切に分割して、真の地域分権を図るのが私の夢とありますがビジョンであります。そういう意味の道州制でございます。一つの参考意見としてお受け取りいただければ幸いです。

以上です。

○会社経営者：

帯広の者です。初歩的な質問で申し訳ありません。

道州制という問題がございました。それがいつの間にか道州制特区となってしまっています。道州制は、明治の廃藩置県にも代わる日本の国を大きく変える問題です。それが、

総論は何もなく各論である道州制特区になってしまっています。

道州制というのはどこにいったのか。我々に総論の説明は何もなく各論にいつてしまっているわけです。これはどういうことでしょうか。北海道マターの権限だ、権利だという話ばかりです。まずは総論を説明してほしいと思っています。ということは、特区、特区といっていますが、道州制を無視していいのでしょうか。

今度は経済の面ですが、北海道は5%です。今、日本の税収の相当数、5%以上の金額を持ってきています。これが地方分権といわれたら、実際に北海道で上がった税収だけでできますか。先程の説明の中で交付金を持ってくるという話がありました。各地方が分権をした場合、東京都で、今東京都は非常に好景気、バブルですが、東京都民は北海道に税金を持っていくことを反対します。これは、今国がやっているから、それでも地域間格差はありますが、北海道になにがしのお金が回ってきているわけです。それを、交付金という話がありましたが、その交付金は3年続くのか、5年続くのか、10年続くのか。いつ切られるかわからないと思います。それで北海道経済は成り立つのか。

3点目は、各論に入りますが、先程副知事が国道・道道・市町村道の除雪を一緒にという話がありました。私はそう考えません。優先順位があると思います。緊急時に何が重要かという、幹線道路が一番必要です。一緒にたに物事を考えてやっても、結果的には何もできず、一番必要な幹線すら使えない。そういう状態が起きるのではないかと思います。これは除雪だけではなくていろいろな意味で優先順位があるのに、全部移譲してしまった場合は、果たしてそれでいいのかと思います。

○川城局長：

ありがとうございます。

何点かいただきましたので、一度今のお二人でしめたいと思います。

最初のご質問・ご指摘でございますが、コミュニティの問題についてのご指摘がありました。ビジョンなき道州制に対しての疑問。最後は、北海道の分割、一極集中を排するためにも北海道分割というようなご提言であったかと思ひます。

お二人目の方からは、道州制から道州制特区に変わった経緯、総論はどうしたというご指摘であったと思ひます。それから、北海道経済5%経済の中で、税収はもっとたくさんあります。いろいろな交付税や補助金があります。その分権自立といった中で税収が確保できるのかどうか。交付金といつてもいつ切られるかわからないという財源に対する不安ということであったと思ひます。

道道・市町村道を一緒にできるのではなく優先順位があるのではないかとご指摘であったと思ひます。

この数点につきまして山本副知事と各委員から伺っていきたく思ひます。

山本副知事から道州制と道州制特区の関係、財源の確保ができるのかということ。道道・国道の管理の3点についてお願いします。

○山本副知事：

道州制については、地方制度調査会でもかなり議論をされております。私どもも横路知事の時代、そして堀知事、今の高橋知事と3代にわたって道州制についての検討会を行ってきました。ですから道州制についての議論は、10年ぐらいの議論の蓄積はあると思っております。本来は、お話がありましたように、まず道州制のイメージ、道州制はどういうことを狙いとしているものかということから議論を進めなければならないと思います。今日は、あまり時間がなかったのですが、レジュメでは道州制から始めたつもりでありました。もう少し道州制のイメージが沸くような説明が必要であったのかなという思いをしております。

道州制そのものは、先の長い話であるということをお話させていただきました。これは10年後、20年後、都道府県合併の問題になりますから、かなり先の話であろうかと思っております。そうすると、北海道の場合は、道州制が展開されるとなると一つのブロックとして認知されるであろうということ。そこで将来の道州制というものを頭に描きながら、モデル的・先行的に道州制によってどういったメリットが実感できるのかということで道州制特区法案なるものを私どもの方で国に提案したという経緯があります。

権限移譲、規制緩和といったことが、道州制が展開される段において行われるであろう。道州制そのものが我が国において地方制度として展開されるのは相当先のことである。故に、それを待ってられないので特区法案なるものによって北海道限定で権限移譲なりを進めさせていただく。そこで将来の道州制というものをイメージしながらメリット・デメリットを、特にメリットを実感させていただくということで進めているわけです。もう少し道州制そのもののイメージ、道州制本体の基本論についても私どもは発信をしていかなければ駄目かなというふうに思っております。

それから、税源の関係でいくと北海道の場合は自立ができておりませんから交付税などに頼らざるを得ない。そういう地方財政が続くというふうに思っています。今回交付金のことを申しあげたのは、国から権限移譲をもらうにあたっては国が行っていた所要経費をきちんと財源を北海道にもいただくという意味での交付金ということをお話できちんと制度化されたということでもあります。つまり、仕事だけが来てお金が来ないというのは、冒頭に帯広の方からもあったように一番まずい話であります。国から権限をもらうにあたっては当然必要な財源もいただく。そのための交付金という制度が今回の法案によって制度化されたということです。これはきちんとこれからも主張していかなければならないと思っております。

除雪の問題であります。当然、国道ができなくて市町村道だけできるというものでは本末転倒かと思っております。それは当然優先順位を考えなければならないと思います。北見のときに考えたのは、国も道も除雪をしてな余力があったにもかかわらず北見市は一生懸命に市で除雪に対応をしていた。こういう状況については何かうまく知恵が出せないのか。国の力、道の力というものを市町村道にも向けられるような除雪体制があってもいいのではないかという思いです。そこで北見をモデルにして除雪を国と開発局、土現と市でうま

く対応できるようなモデルをつくっているところです。優先順位はもちろん考えなければなりません、余力をうまく配分できるような仕組みができないかという思いで発言をさせていただきました。

以上です。

○川城局長：

ありがとうございます。

1番目の方からは、コミュニティの主役は私たちであるということで、そういう意味で道州制の理念を理解というような発言もございました。

コミュニティについては、中田委員からもコミュニティ再生についての発言がありました。

一極集中を排して、逆に分割をしたほうがいいのかという提言もありました。

そろそろ時間でもございますので最後のご質問、ご指摘ということになるかと思えます。

○更別町民：

更別より参りました。

初めて参加しましたので初歩的なことを聞きます。

先程副知事から、交付金については今回このように制度ということで国のほうにしてもらったということでもございました。地方分権でこのようになれば財源的なものは今の交付金ということでわかりました。道としても財源的にいけば税収というものは道民のほうに伴っていくというような形が出てくると思えます。

というのは、10月1日にもリサイクル関係で環境税、道だけで制定されたものが施行されております。そういった意味からいきましても、道のほうでこういうこともあるけれども、それこそ小泉さんではありませんが三位一体、みなさんと共に苦しんで分かち合っていかなければならないから新たな税も導入しなければならない。そういうことも出てくるのではないかと思います、そこら辺の考え方を教えていただきたいと思えます。

○川城局長：

ある種環境税のように道民のみなさんと負担を分かち合ってやるようなことも考えているかどうかということであつたと思えます。

山本副知事からお願いいたします。

○山本副知事：

環境税は議会でもいろいろと議論がありながら、今回施行させていただくということになりました。あくまでも環境税は、北海道は財源が足りないなのでその財源を捻出するための税金ということではございません。北海道は環境リサイクル社会をフロントランナーとして他県にモデル的に環境リサイクル社会を創造していきたいという思いがあつて、それで環境税というものを提案し、議会で議論をいただき、このたび施行ということになったわけです。

今お話にあつたように、北海道の場合は税収が伸び悩んでいます。地方財政は、私ども

は学校で3割自治と習ったかと思いますが、北海道の場合は2割自治でして、税収の全体に占めるウェイトは2割を切っているぐらいの感じです。それだけ税財源・税財政基盤というものがぜい弱なのが北海道の実情です。ですから、そこは国にもお願いをしておりますが、地方税、国税から地方税にシフトしていただく。地方税をもう少し充実していただくような仕組みをお考えいただきたいということは、他県ともども国に要請しているところであります。

道独自の財源を捻出するために新たな税をつくるということはいろいろ議論があるところかと思えます。一般財源を捻出するための新たな税を求めるといふことよりは、もし新税を考えるとすれば、先程のような目的税、一つの事業を進めるために税を構築させていただくといふことはこれからもあろうかと思えます。一般財源が足りないから新たに税を設けるといふことは、皆様方と十分に議論をしていかないと進められない話であると思えます。その部分は、地方財政制度そのものをきちんと充実させていただきたいといふことを税の部分も含めて、交付税もちろん国のほうに強く求めていかなければならないと思っております。

○川城局長：

ありがとうございます。

司会者の不手際で十分なお質問をお受けできませんでした。予定の時間となりました。ここで今日ご出席をいただきました委員の皆様と山本副知事は退席をされます。最後に山本副知事から一言お願いいたします。

○山本副知事：

今日の資料の中に漫画が入っていたかと思えます。これは、道職員が描いた漫画です。ハマナス建材店物語、あとでお読みいただきたいと思えます。こういう趣旨のものです。

道内の建築業者の方がサッシをつくらしめます。そのサッシをつくらして販売をしようとしたときにどういふことが必要かといふと、建築基準法をクリアしなければならない。国土交通省の認定機関である試験研究機関のお墨付きをもらわなければ北海道でそのサッシを売れないという状況がありました。国土交通省の認定機関といふのは、東京と大阪にしかなかったのです。ですから、北海道の業者の方は、みなさん東京や大阪に行って、そこでサッシを売ってもいいかどうかといふお墨付きをもらうわけです。駄目であれば船積みをして持ち帰ってくる。そういうことを何度かやり取りするわけです。ものすごくお金もかかったし時間もかかっていたわけです。旭川には道の出先機関である道立北方建築総合研究所というところがあります。ここでは、「国土交通省の認定機関と同じぐらいの能力があるから自分たちにやらせてくれ」といふことで国土交通省に掛け合いました。数年かかりましたが実現できました。今は、道内の建築業者の方々に、仮にサッシをつくらすれば、東京や大阪に船積みして持って行って試験を受けなくても、旭川に行けばできるようになりました。これが権限を北海道にいただいて、北海道の道民の方々、道内企業の方々のためにメリットとなった一つの先行例であると思っております。こういうことは他にもあ

るのではないのでしょうか。いろいろな仕組みの中で東京まで行く、大阪まで行って試験研究機関の認定を受けるよりも北海道でできる仕事があるはずです。私どもは、こういうことを是非北海道で実現をしていきたいということです。道立北方建築総合研究所は、まさに道州制特区の先例を自ら国に訴えて権限をいただいたという一例です。それを漫画化したものがこれです。あとでお読みいただきたいと思います。

こういった事例がまだまだ北海道にあると思います。なんとか従来の規制を打ち破って新しいことにチャレンジする。それが、冒頭にお話のあった北海道の経済を活性化し、道民のみなさんの所得をあげる、生活が向上する。そういう一つの道筋になるのではないかと考えております。是非皆様方からいろいろなご意見、ご提案をいただきたいと思います。そのご提案を国のほうにぶつけて北海道を元気にしていく。そういうことを考えていきたいと思いますので是非よろしくお願ひ申しあげたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

○川城局長：

ありがとうございました。

それでは、ここで山本副知事と3名の委員の皆様にご退席をさせていただきます。ありがとうございました。

最後に事務局からご連絡を申し上げます。

道州制などにつきましての道民の皆様との議論、その素材といたしまして本日皆様のお手元に今年作成いたしました「地域主権型社会のモデル構想（案）」というものをお配りさせていただいております。この構想案は、皆様方と議論を積み重ねた上で成案としていきたいということでございます。是非是非ご一読をいただきましてご意見などをお寄せいただければ大変ありがたいと考えております。いろいろな方法でご意見をいただければと思います。その中にはご意見のペーパーなどを入れております。郵送・ファックスなどでも結構でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、本当にご静聴ありがとうございました。

以上をもちまして道州制推進道民会議地域意見交換会を終了させていただきます。ありがとうございました。